

データ流通に関する官民の取組みと 学術データ連携の課題

若目田 光生

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員

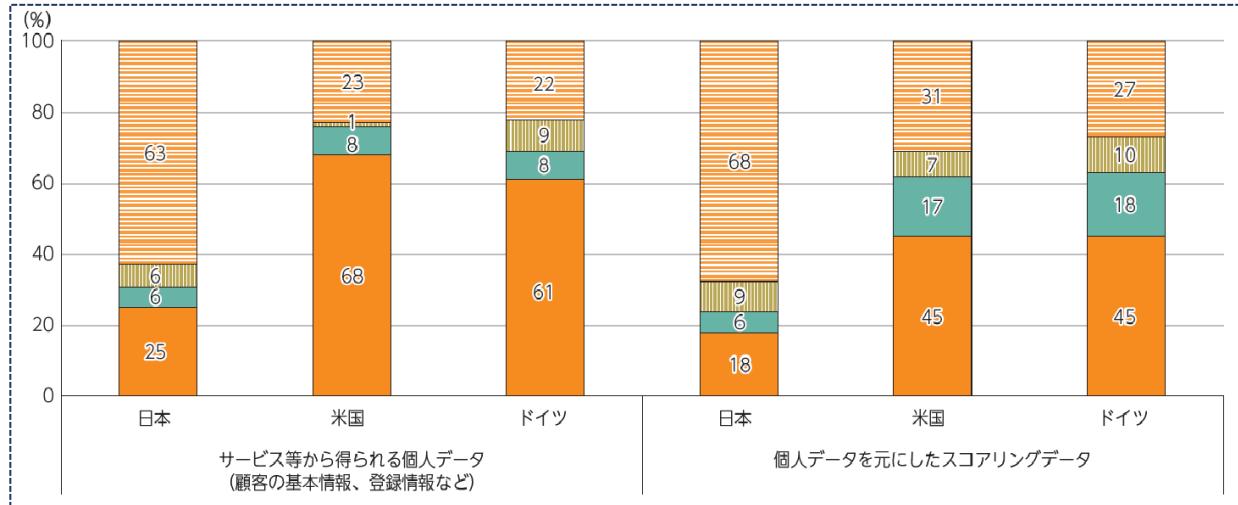
一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会 企画部会 データ戦略WG主査

一般社団法人データ社会推進協議会 理事 利活用促進委員長

日本におけるデータ利活用の課題

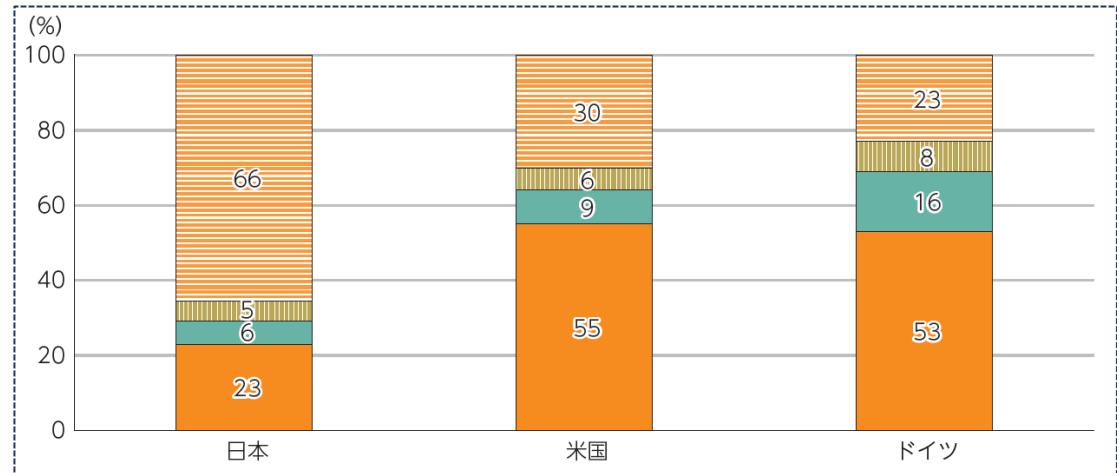
パーソナルデータ、非パーソナルデータとも日本企業のデータ活用の遅れは顕著である。パーソナルデータについては、「個人データの管理に伴うインシデントリスクや社会的責任の大きさ」、「データを取り扱う人材の不足」が理由、パーソナルデータ以外については、「データのフォーマット等のばらつきやデータ品質の確保といった「データの収集・管理に係るコストの増大」が理由とする企業が多い。

企業におけるパーソナルデータの活用状況



企業におけるパーソナルデータ以外のデータの活用状況

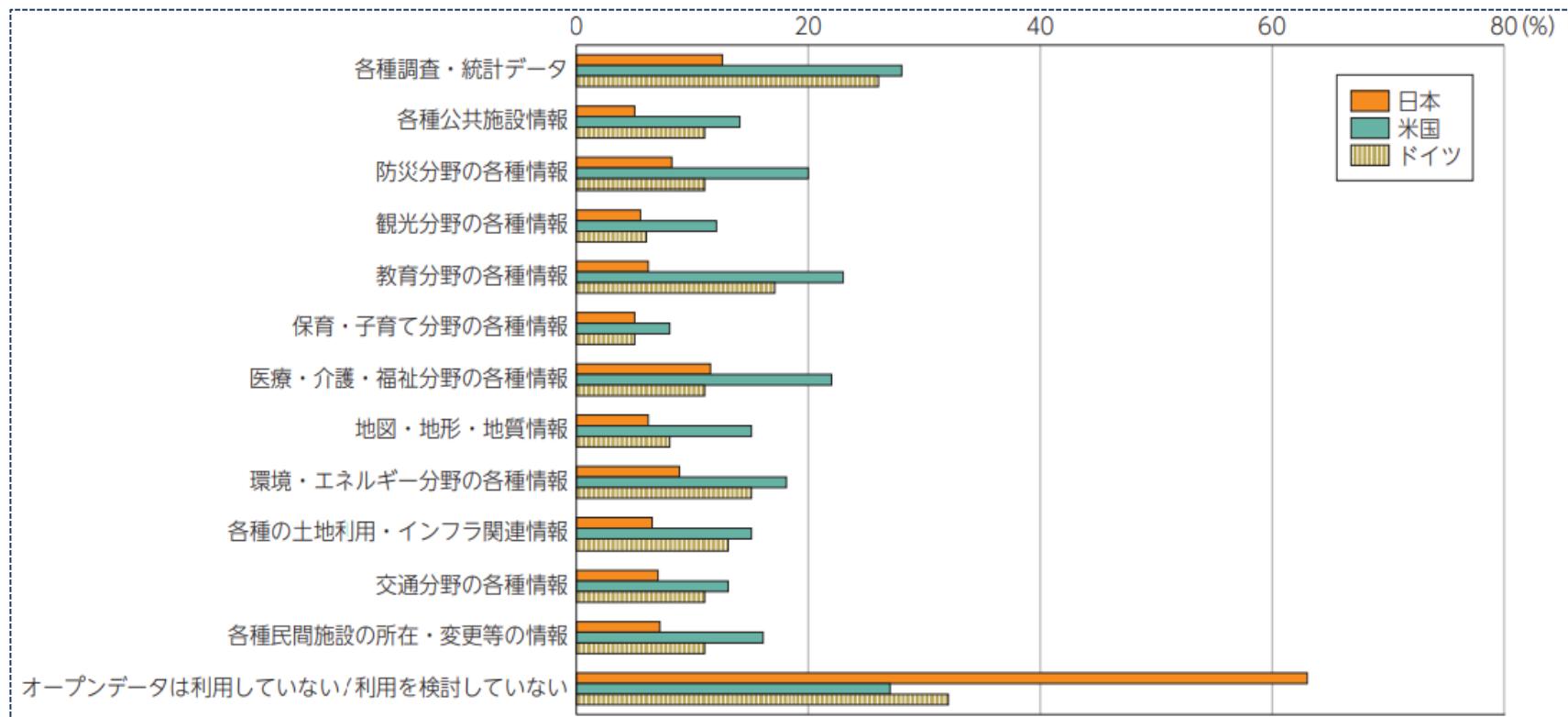
■ 活用している ■ 検討中 ■ 活用する予定はない ■ わからない



日本におけるデータ利活用の課題

日本の企業は米国及びドイツの企業に比べて、「オープンデータは利用していない／利用を検討していない」という回答が圧倒的に多い。これは行政が公開している情報について、そもそも広く企業に認知されていない、検討の対象になっていないという実態があるのでないかと懸念される。研究データについても同様の課題があるのでないか。

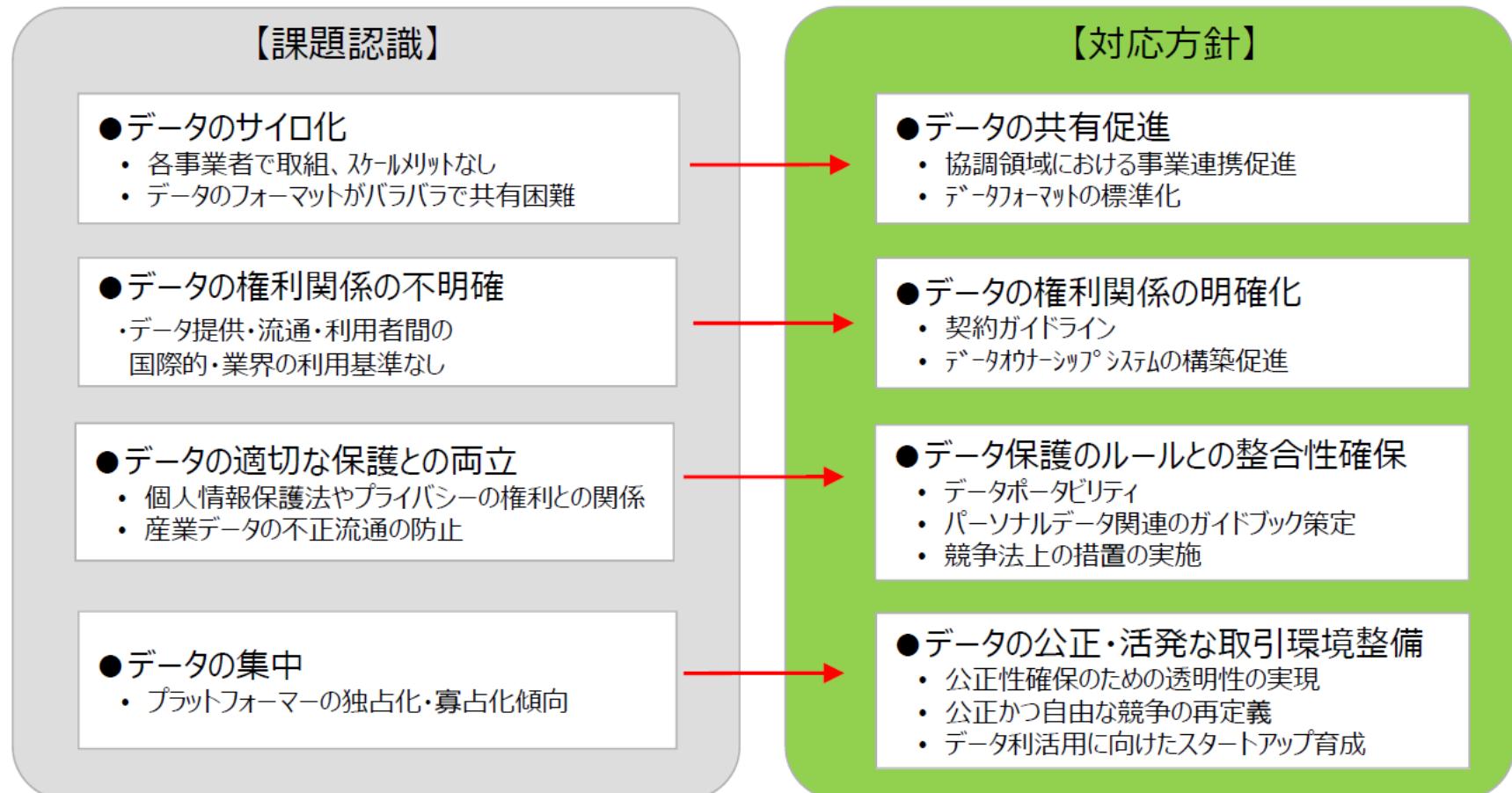
企業におけるオープンデータの利活用状況及び利活用意向（複数選択）



(出典) 総務省 (2020) 「データの流通環境等に関する消費者の意識に関する調査研究」

日本におけるデータ利活用の課題

官民において従前から課題は認識され対応方針も示されてきたが、今年度示された「包括的データ戦略」においても改めて日本の遅れが指摘されている。一例として、サイロ化の課題についても、データ活用施策がデータ種類、エリア、業態、分野毎別々に実施され、結果スケールしていないのではないか。研究データについてもデータ基盤の整備により、様々な分野との連携することが期待される。



日本におけるデータ流通の阻害要因

知財本部は下記阻害要因に対する施策として、利活用推進に必要なデータ取扱いルールの整備を掲げる。[データに
関わる権利のあり方、契約、組織のデータガバナンス](#)に加え、[データ流通基盤に関するルール策定](#)に取り組むとしている。研究データ基盤についても、技術的要素だけではなく、これらルール策定に取り組む必要があるのではないか。

1. 提供先での目的外利用（流用）
 - ・ データ分析によって類推される技術ノウハウ・経営状況・経営戦略が提供先で流用
2. 知見等の競合への横展開
 - ・ 提供したデータから生成される製造ノウハウを反映したdataset（例：学習済モデルのパラメータ）やinformation等の競合への展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
 - ・ 第三者提供に伴う炎上リスク
 - ・ 提供先におけるデータガバナンスへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
 - ・ 提供されるデータについて、関係者の権利関係や利害・関心の整理がなされているか不安
5. 対価還元機会への関与の難しさ
 - ・ 価値（貢献度合い）が事後的に判明するデータについて、適正な利益配分の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
 - ・ パーソナルデータの取扱い（個人情報保護法の遵守、プライバシーへの配慮）、情報セキュリティ対策、他者の知財（ノウハウ・著作物）の尊重が不十分
 - ・ 利用目的の制限や第三者提供の禁止等の契約事項が遵守される体制が十分か不安
7. 公正な取引市場の不在
 - ・ 公正な取引が第三者によって担保される場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響
 - ・ 提供したデータへの自身のアクセスや第三者へのアクセス許諾が、提供先によって制限
 - ・ ロックイン

日本のデータ基盤に関する取組み（包括的データ戦略）

■昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

戦略・政策

組織

行政
民間

ルール

データ
ガバナンス
連携
ルール

連携基盤（ツール）

データ

利活用環境

インフラ

第一次取りまとめ

データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱

社会実装・業務改革

デジタルツインの視点で
ビジネスプロセスの見直し

トラストの枠組み整備

トラストの要素（意思表示の証明、
発行元証明、存在証明）を整理

プラットフォームの整備

分野共通ルールの整理
分野毎のプラットフォームにおける
検討すべき項目の洗い出し
(官民検討の場、ルール、ツール等)

ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント

引き続き検討すべき事項

データ利活用の環境整備
民間保有データの
活用の在り方
人材／国際連携／インフラ

包括的データ戦略 検討項目

・データ活用原則

①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する

・行政におけるデータ行動原則の構築

①データに基づく行政（文化の醸成）、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用

・プラットフォームとしての行政が持つべき機能

・デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映

・トラスト基盤の構築（認定スキームの創設）

【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】

・トラスト基盤構築に向けた論点整理

（トラスト基盤の創設【各プレイヤーの役割の明確化】、認定基準、国際的な相互承認 等）

・データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発

・データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理

（意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ロックイン防止 等）

【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】

・重点的に取組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災等）のプラットフォーム構築

【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】

・データ取引市場のコンセプトの提示

・ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等）

・ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討

【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】

・データマネジメントの強化／オープンデータの推進

デジタルインフラ
・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算インフラ（富岳等コンピューティングリソースの民間利用）、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一體的整備

人材・組織

セキュリティ

国際展開

・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置

・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築

・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進
(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)
・G7 DFPTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】

日本のデータ基盤に関する取組み（包括的データ戦略：プラットフォームの整備）

研究データ基盤についても、「DATA-EX」との連携、共通ルールの反映などプラットフォームの検討手順に沿った検討が期待される。重点分野については、全国的、統合的な研究データの活用を提案し、実装の過程において研究データ基盤の高度化を目指すべきでは無いいか。

プラットフォームの検討手順

- **各分野共通の検討手順の明示**：アーキテクチャの設計(ニーズ分析)、データ連携、標準/品質に関するルール整備、ツールの効率的な活用
- **データの取扱い一般に関する共通ルール／データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール**
各分野のプラットフォームにおいて、以下の共通ルールの具体化を図る
 - (1) **データの取扱い一般に関する共通ルール**
データ提供主体／データの真正性等の運用ルール データの取扱いに係る契約ひな形やデータ取引ルール パーソナルデータの取扱い データ交換のための標準化 データの品質の考え方
 - (2) **データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール**：データ連携を躊躇するような阻害要因を分析し、データ流通を促進・阻害要因を払拭するために考慮すべきルールを以下の通り整理。各プラットフォームがルールを具体化して実装するために参照できるガイドラインを2021年末までに策定
関係者の利害・関心の表明 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組み導入 データに関するガバナンスの構築 公正なデータ取引の担保 ロックイン防止のための仕組み導入
- **データ流通を容易にするツール開発**：SIP(第2期)では、データカタログ検索機能、データ交換機能、データ連携契約機能など、分野間データ連携基盤技術(コネクタ)を開発。「DATA-EX[※]」によりこれらの共通機能を提供 ※一般社団法人データ社会推進協議会(DSA: Data Society Alliance)が提供

重点的に取り組むべき分野のプラットフォームの構築

- 各重点分野については、それぞれの分野の課題を整理し、関係省庁はデジタル庁と協力して**2025年までにプラットフォームの実装を目指す**
 - ・**健康・医療・介護**：個人・医療機関等・国・民間事業者(PHR含む)が、健康・医療・介護関連データを連携・活用できるよう、既存のシステム等を活用、拡充し、プラットフォームとして整備する
 - ・**教育**：様々な教育コンテンツに散在した教育データの標準化や蓄積・流通の仕組みの構築を図り、学校現場の内外での利活用を促進し学びの変革を推進する
 - ・**防災**：基本情報の設定や標準ルール整備、SIP4D等の役割の再整理を進め、新たな情報集約、加工、提供を可能とする新たなシステム構築を検討する
 - ・**農業**：WAGRIに対するニーズやデータ活用状況等の分析を行い、必要となるデータ・システムとの連携および標準化、スマートフォードチェーンなどの連携を図る
 - ・**インフラ**：国土交通データプラットフォーム以外のインフラ含めたインフラ間連携、ルール・ツールの整備を行い、インフラデータを活用した民間ビジネスの創出を図る
 - ・**スマートシティ**：データ分散型のデータ連携基盤を前提に、蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータの項目、およびAPIの役割とルール・仕様を検討する
- 社会課題の抽出・サービス設定、データ標準の策定・システム整備、ビジネスモデルの具体化等を**一気通貫で支援するプログラムの活用を検討**



※参考：教育分野の全体像イメージ

データ取引市場とPDS・情報銀行

- **データ取引市場**：データそのものの相対取引が念頭に置かれてきたが、今後はデータに関する利用権(データアクセス権)を設定し、公正・中立的な第三者者がこの取引を仲介することを通じた市場形成も考えられる。データ取引市場創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方、データの記述形式の標準化や契約支援機能の開発を検証する実証的な調査を行い、デジタル庁が関係省庁と協力してデータ取引市場の実装を検討する
- **PDS・情報銀行**：各分野に固有の公的データや民間保有のデータのみならず、各個人が保有する様々なパーソナルデータとの組み合わせによるデータ利活用が必要。各分野のプラットフォーム構築において、PDSと情報銀行が果たすべき役割・機能について利活用シーンを特定し具体的に検討を進める

日本のデータ基盤に関する取組み（分野間データ連携基盤の取組みマップ）

利
用
デ
ー
タ

AI・人工知能

IoT（モノのInternet）

量子計算

分野間データ連携基盤

データガバナンス

データ利活用ルール

知財戦略

個人情報保護法制度

データ取引市場

情報社会の血液であるデータを社会に適正に流通させるための仕組み

情報銀行

個人情報・パーソナルデータをしっかりと保護しながら、国民生活の質の向上に資する利活用の推進

基盤データ整備

国として必要なデータを整備し提供する。
例) ベースレジストリ、
オープンデータ、IMI、
3D地図、G空間データ

国際展開
国際協力



国際標準化



DATA-EX：分野間データ連携基盤プラットフォーム

連邦型データカタログ

データ契約支援

リアルタイムデータ交換

トラスト・セキュリティ基盤

ID連携基盤

データレジストリ

分野別データ基盤

G
空
間

製
造
業

医
療

農
業

防
災

物
流

モ
ビ
リ
テ
イ

福
祉

教
育

決
済
・
金
融

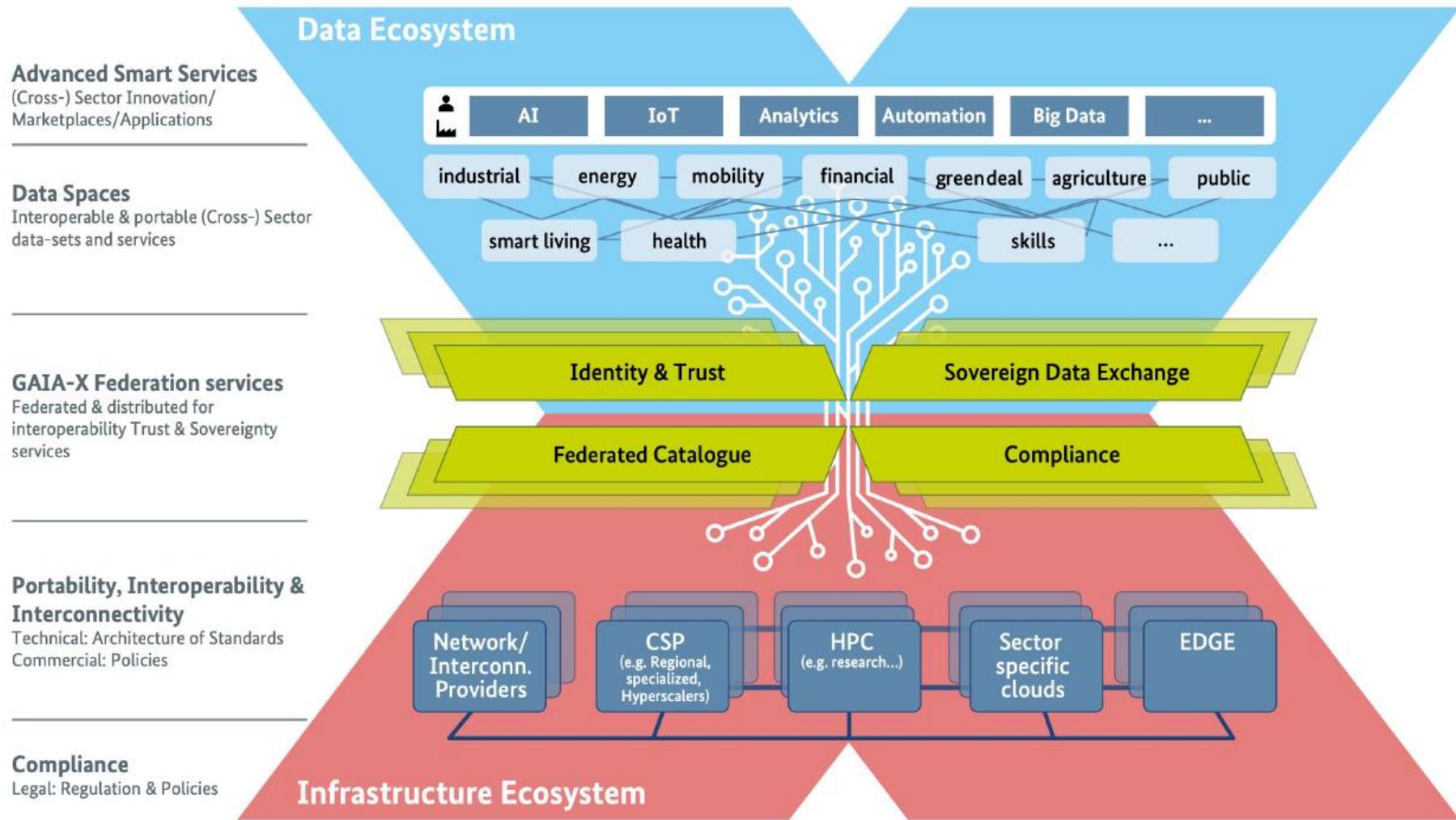
.....

ス
マ
ー
ト
シ
ティ

自
治
体
デ
ー
タ
基
盤

欧洲データ戦略「GAIA-X」

2019年10月、ドイツ政府とフランス政府は、EU規模でのデータ共有や利活用を支援するクラウドサービスのインフラ構築構想「GAIA-X」を発表。「データ主権」「透明性」「相互運用性」「トラスト」などGAIA-Xのポリシーを尊重する、連邦型クラウドサービス。



日本のデータ基盤に関する取組み（DATA-EXの今後の取組方針）

データ戦略タスクフォース（第6回）越塚構成員説明資料「データ基盤システム・DATA-EXと海外の取組」より引用

今後の取組方針

■ 現状認識

- ▶ 国レベルのスケールに対応できるwell-designedなシステムは現状存在していないが、各国は巨額資金を投入し急速な整備を進めており、我が国も遅れをとってはいけない。
- ▶ 日本においても、第2期SIP事業やデータ取引市場、トラストシステム、情報銀行等の取組があり、データ連携基盤に向けたパーツが揃いつつある。



■ パーツを統合して国家データ基盤として運用できる体制とシステムを目指して、DATA-EX構想（一般社団法人データ社会推進協議会：DSA）が設立

- ▶ 研究成果と社会実装への展開は、産官学の連携による運営、展開が必須
→ 統合化・インフラ化が必要。
- ▶ 既存の資産を活かしつつ、ミシングパーツは新規開発も必要。



■ 今後に向けて

- ▶ 国際競争力（特に、対欧州Gaia-X、IDSA、等）を維持し、海外各国の急速な整備に遅れをとることなく、安定かつ信頼性のある持続的運営には、データ連携基盤（DATA-EX）の立ち上げ時には、デジタル庁等、政府との連携による加速支援が必須

データ社会推進協議会 (DSA)



一般社団法人データ社会推進協議会

DATA-EX
Data Society Alliance

World of Data-Driven Innovation

DSAについて 「DATA-EX」の取り組み 委員会活動 インフォメーション 活動ライブラリー お問い合わせ

f y EN 入会案内 会員の方

データ利活用によりイノベーションが持続的に起こる世界

一般社団法人データ社会推進協議会

DSAについて >

DSA VISION
ビジョン

データ利活用によりイノベーションが持続的に起こる世界へ。

一般社団法人データ社会推進協議会 (DSA) では、産官学の連携により分野を超えた公正、自由なデータ流通と利活用による豊かな社会(「データ社会」という)を実現し、国内はもとより世界と連携し貢献を図ることを目的としています。

その活動の一つとして、データ連携に係る既存の取組が協調した、連邦型の分野を超えたデータ連携をめざすプラットフォーム DATA-EXを推進してまいります。

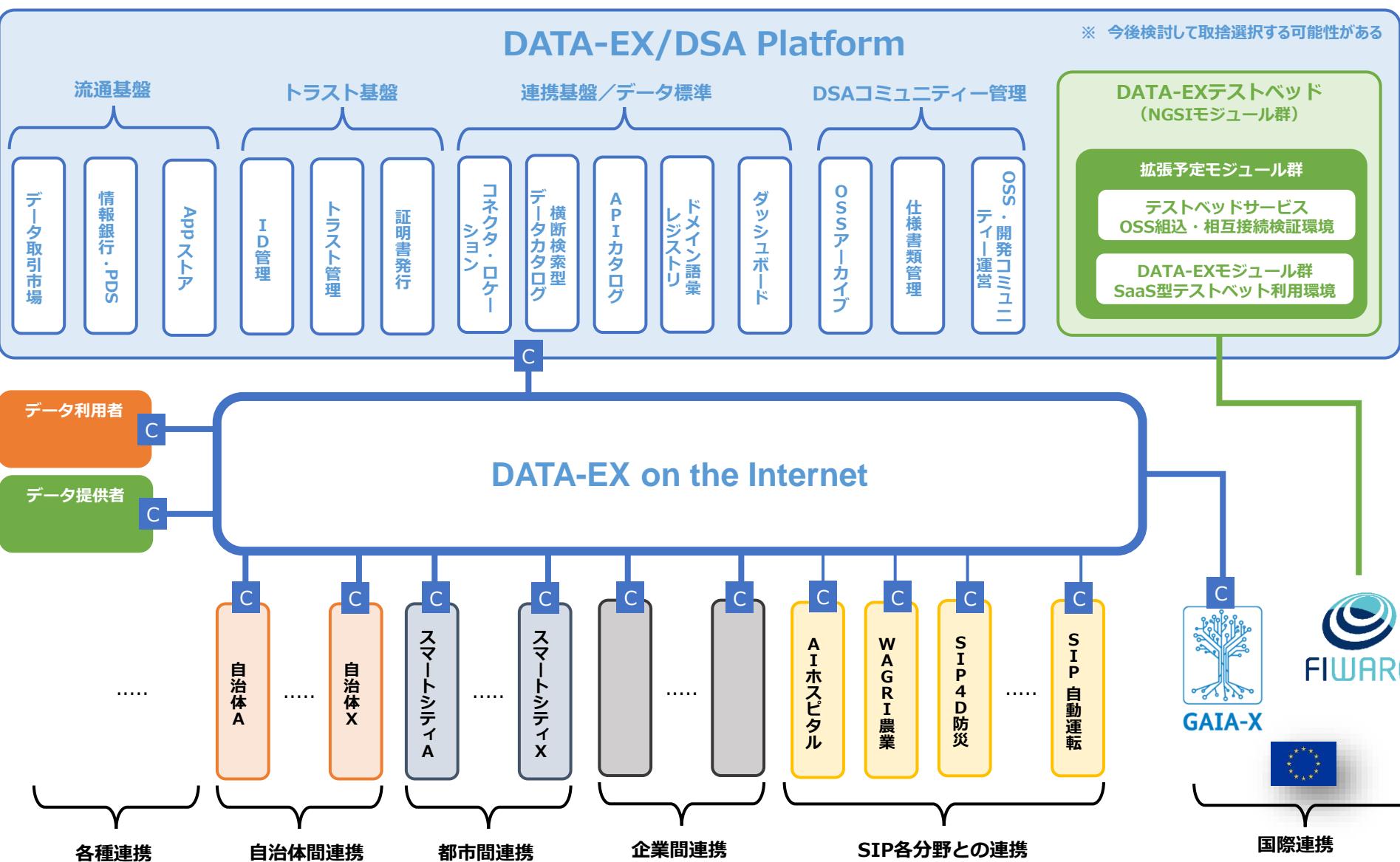
【ミッション】 World of Data-Driven Innovation

データ利活用によりイノベーションが持続的に起こる世界

【ビジョン】

- データ駆動型社会を構築し、イノベーションの民主化を実現する
- 世界規模で活用可能なデータ流通基盤を整備する
- 技術、サービス開発により社会実装を推進する
- 世界と連携し、世界に貢献する

DATA-EXのデータ連携サービスの将来展望



産学におけるデータ共有の期待

経団連では2018年、提言「Society 5.0 –ともに創造する未来–」においてSDGsの達成にも貢献することを目指した具体的な姿を「Society 5.0 for SDGs」として例示した。現在においても目指すゴールは変わらず、各領域の知識とリアルなデータを活用したAI化を重点的に進める戦略が重要である。データ霸権をめぐる各国の争いが激化する中、日本は多種多様なデータの共有を図るべきであり、産学によるデータ共有やAI活用の推進に向けた関連ポリシーの確立も急務である。

「Society 5.0 for SDGs」における例示	実現に向け期待されるデータ整備例、キーワード
Society 5.0時代の都市・地方	デジタルツイン、公共空間の可視化
Society 5.0時代のエネルギー	需要情報、カーボンフットプリント、グリッドデータ
Society 5.0時代の防災・減災	観測データ、ハザードマップ・インフラデータ等自治体データ、サプライチェーンデータ、SIP4D
Society 5.0時代のヘルスケア	ライフサイエンスデータ、匿名各医療情報、健診データ、バイタルデータ、バイオバンク、PHR
Society 5.0時代の農業・食品	WAGRI、スマートフードチェーン、農業機械データ
Society 5.0時代の物流	物流情報、在庫情報、生産情報、消費行動
その他	計算社会学データ、オルタナティブデータ、ドローンや衛星データ、画像データ等学習データ、EdTech、人材活用（スキル・経験）、マテリアルズ・インフォマティクス

(参考) 経団連 AI活用戦略～AI-Readyな社会の実現に向けて～

「すりあわせ」「現場力」「総合力」を活かしたAIの品質確保とともに、良質なデータを集め、持続的に高品質を維持する仕組みが鍵になる

日本の強みの活用

- AIに関する「すりあわせ」「現場力」「総合力」により品質確保
- 工学としてアプローチし、技術体系としての確立を推進

良質なデータの収集、高品質の維持

●公的データのオープン化・標準化を推進

- 国や地方公共団体が保有するデータのオープン化を進める。
- API化を進めるなど、活用できる形に標準化も行う。

●業種、官民の壁を越えて、さまざまなデータを共有・連携し活用

- 企業間の契約によって、柔軟にデータの利用権限を定めることが重要。
- 企業・業種間のデータの相互活用に有効であるオープンAPIを推進すべき。

●学習済みモデルの流通・再利用を促進

- 再利用や流通によって新たな価値を生む学習済みモデルを流通、再利用させるための研究開発や仕組みを検討すべき。

政府研究開発投資の目指すべき方向性①

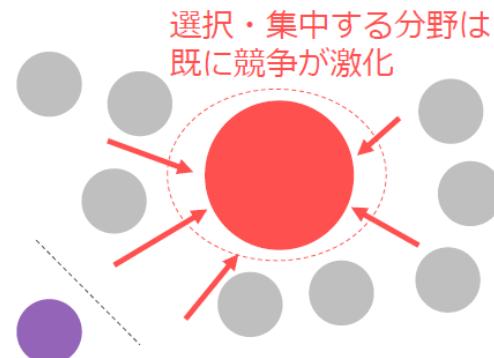
1. 政府研究開発投資の量の確保

- 量の確保が最重要課題であり、「対GDP比1%」の目標を着実に実行する必要

2. 政府研究開発投資の質の向上

- これまでの「選択と集中」から「戦略と創発」へと転換する必要
- 戰略的研究：Society 5.0の実現を目指す研究
→ 企業が中心的な役割を發揮し、政府が企業の取り組みを支援
- 創発的研究：破壊的イノベーションをもたらすシーズの創出を目指す研究
→ 政府が積極的に投資

選択と集中



選択・集中する分野は
既に競争が激化

破壊的イノベーションは選択から
外れた想定外の分野から起きる

戦略と創発



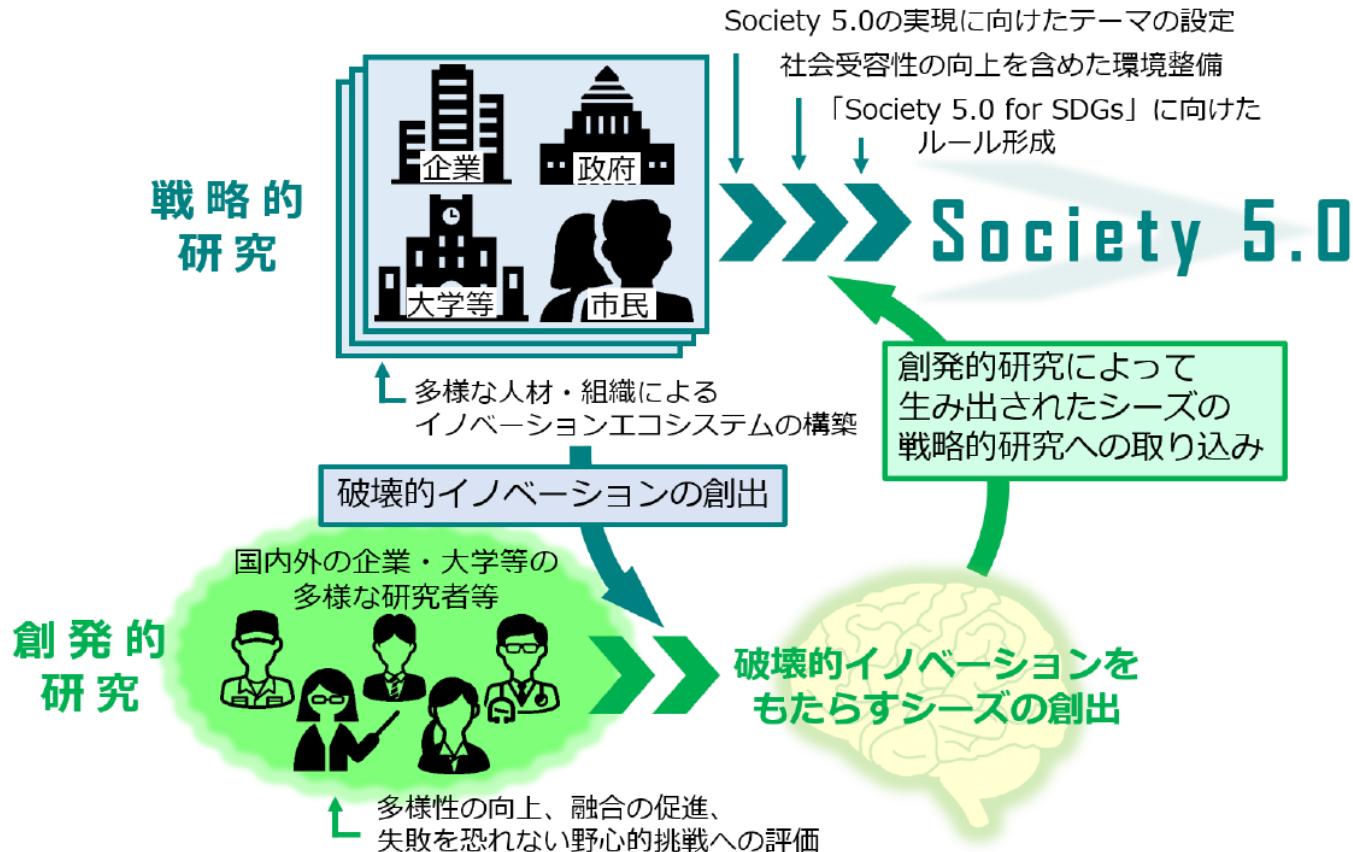
Society 5.0の実現を
目指す戦略的研究

課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって
破壊的イノベーションの創出を目指す創発的研究

政府研究開発投資の目指すべき方向性②

3. 戰略と創発の充実に向けたイノベーションエコシステムの構築

- 戰略的研究と創発的研究を有機的につなげていくイノベーションエコシステムの構築が不可欠
- **産学官民**として、一般の人々を巻き込むことが重要



产学におけるデータ共有の課題

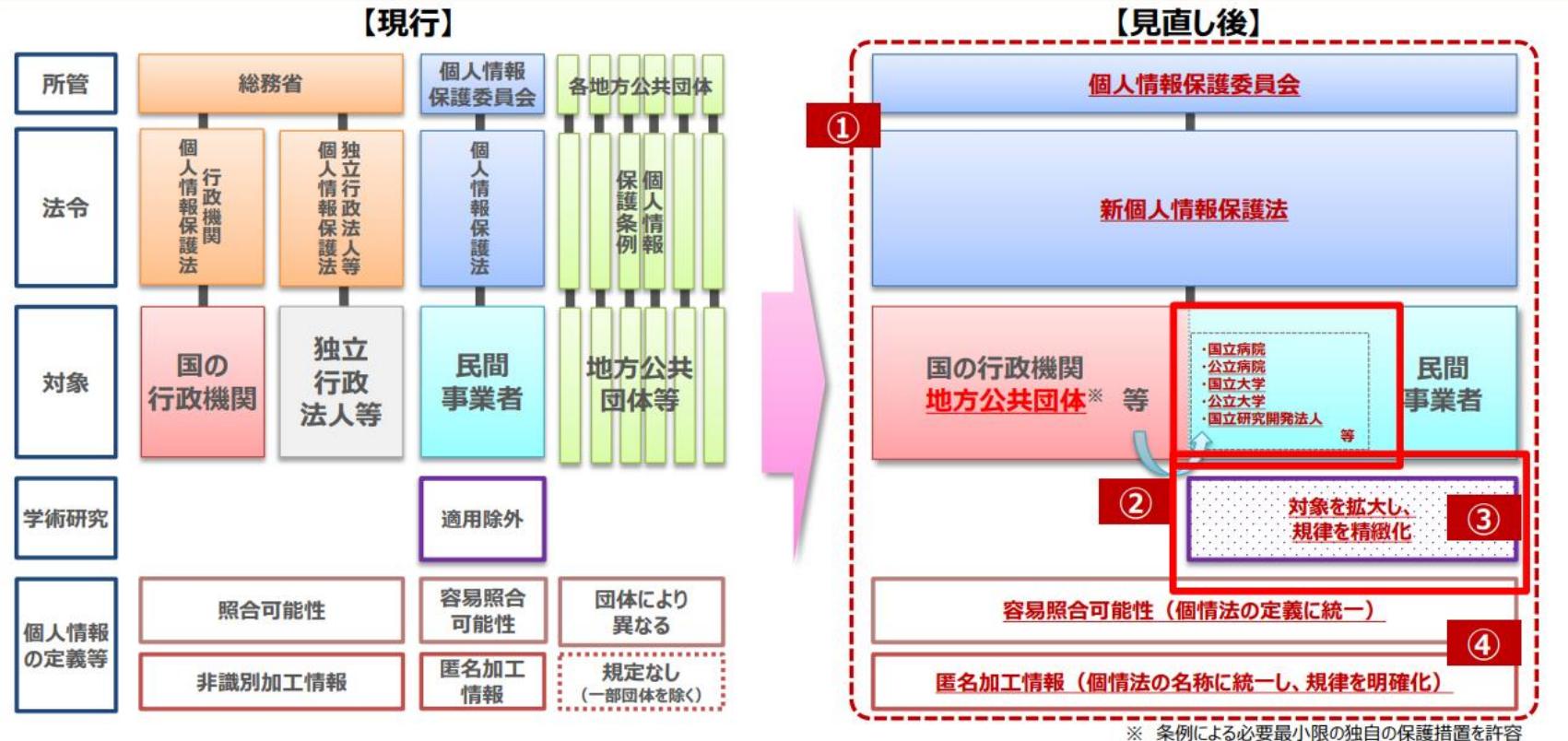
・研究データ基盤の整備については、国の包括的データ戦略にも掲げられた「DATA-EX」との連携を深め、民間データとの相互共有促進による創出価値の最大化、研究に関わるデータ整備の効率化を目指すべき。また、整備や運用において想定される以下のような課題についても、研究機関や企業個々別々ではなく、产学で統合的に対応すべき要素が大きい。

- ・個人情報保護法改正への対応
- ・产学による個人データ、AIの適切な取り扱いの推進
- ・裾野を広げた产学マッチングの機会の創出
- ・产学におけるデータ共有、流通プロセスの整備

個人情報保護法令和3年改正

個人情報保護制度見直しの全体像

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合とともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- 個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一とともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



令和3年個人情報保護法改正（学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方）

- ・令和3年個人情報改正における、学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方の背景は次の通りである。改正法における「学術研究機関等」に係る規律は、学術研究機関等のみならず、これらと共同研究を行う民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いにも関係する。今後、個人情報保護法ガイドライン（通則編）の内容の一部として提示される予定であるが、国立大学や研究機関は共同研究についても視野に置き、産学連携した計画的な対応が求められる。
- ・経団連からは会員企業の声に基づき、個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理において、「民間事業者が適切に判断し、個人情報を活用できるよう、学術研究目的の判断基準を明確にすべきである」と提言している。

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が行われる（令和3年改正個人情報保護法）。
- 学術研究機関等については、現行個人情報保護法で設けられていた一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。
- また、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、今般の法改正により、学術研究分野及び医療分野においては、原則として、現行の個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。
- 改正後の個人情報保護法は令和4年春の施行が予定されており（地方関係部分は令和5年春の施行を予定。）、関係機関等には新たな制度の施行に向けた対応が求められる。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」より引用

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個情法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個情法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

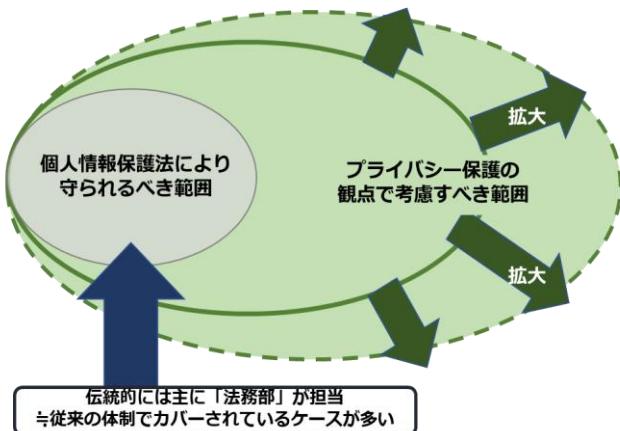
※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック（背景）

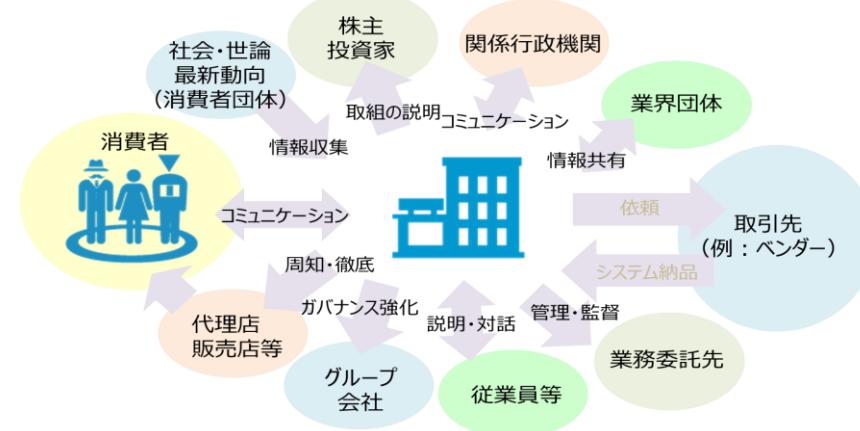
- パーソナルデータの利活用の進展は、個々人の嗜好やニーズを踏まえた適確なアプローチを可能にし、ひいては社会課題解決にもつながることが期待される。他方で、IoTやAIなどの技術進展に伴って、プライバシー問題も多様化している。
- プライバシーに関する問題について、個人情報保護法の遵守（コンプライ）が中心として検討されることが多かった。しかし法令を遵守していても、本人への差別、不利益、不安を与えるとの点から、批判を避けきれず炎上し、事業の継続に関わるような問題として顕在化するケースも見られる。
- 企業は、プライバシーに関する問題について能動的に対応し、消費者やステークホルダーに対して、積極的に説明（エクスプレイン）し、社会からの信頼を獲得することが必要。プライバシー対策をコストとしてではなく、むしろ商品やサービスの品質を高めることとして捉えなおすべき。

個人情報保護法とプライバシー保護、プライバシー問題の拡大

プライバシーは取り扱う情報や技術、取り巻く環境によって変化する



ステークホルダーとのコミュニケーション



DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック（全体概要）

【対象読者】 パーソナルデータを利活用した製品・サービスを提供し、消費者のプライバシーへの配慮を迫られることが想定される企業や、そのような企業と取引をしているベンダー企業等であって、

① **企業の経営陣または経営者へ提案できるポジションにいる管理職等**

② **データの利活用や保護に係る事柄を総合的に管理する部門の責任者・担当者** など

経営者が取り組むべき3要件

要件1：プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化

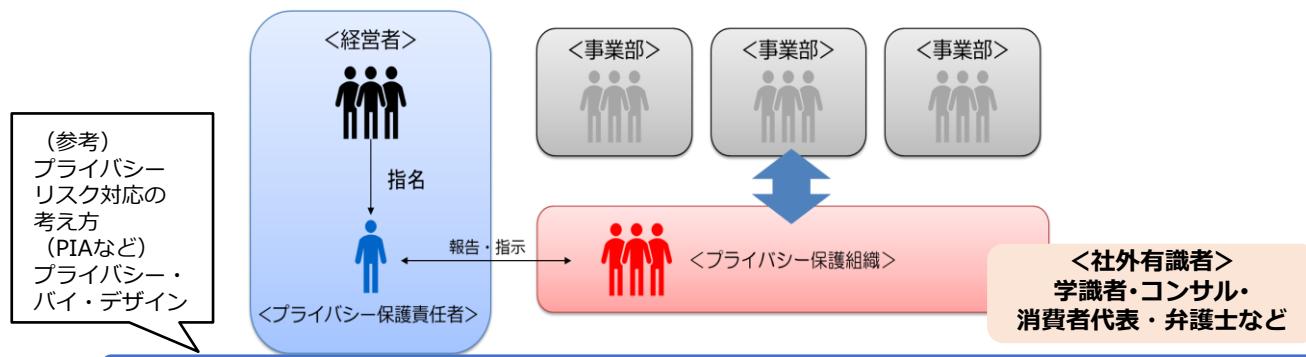
経営戦略上の重要課題として、プライバシーに係る基本的考え方や姿勢を明文化し、組織内外へ知らしめる。経営者には、明文化した内容に基づいた実施についてアカウンタビリティを確保することが求められる。

要件2：プライバシー保護責任者の指名

組織全体のプライバシー問題への対応の責任者を指名し、権限と責任の両方を与える。

要件3：プライバシーへの取組に対するリソースの投入

必要十分な経営資源（ヒト・モノ・カネ）を漸次投入し、体制の構築、人材の配置・育成・確保等を行う。



プライバシーガバナンスの重要項目

- 1. 体制の構築**（内部統制、プライバシー保護組織の設置、社外有識者との連携）
- 2. 運用ルールの策定と周知**（運用を徹底するためのルールを策定、組織内への周知）
- 3. 企業内のプライバシーに係る文化の醸成**（個々の従業員がプライバシー意識を持つよう企業文化を醸成）
- 4. 消費者とのコミュニケーション**（組織の取組について普及・広報、消費者と継続的にコミュニケーション）
- 5. その他のステークホルダーとのコミュニケーション**（ビジネスパートナー、グループ企業等、投資家・株主、行政機関、業界団体、従業員等とのコミュニケーション）

**企業価値の向上・
ビジネス上の優位性**

社会からの信頼獲得

**消費者・
その他の
ステーク
ホルダー**

**(参考) プライバシーガバナンスに
係る取組の例**



データ連携基盤の事例（東京データプラットフォーム）

東京都が2022年度スタートを目指し取り組んでいる「東京データプラットフォーム」はプラットフォーム構築に先立ち運営する組織が扱うデータの収集や提供・利活用に係る基本的な考え方（ポリシー）を検討

東京データプラットフォームの目的・名称

データ利活用推進のため、データ提供者・利用者をつなぐ基盤となり、
流通の加速を通じて、都民のQOL向上を目指します

TDPF 東京データプラットフォーム

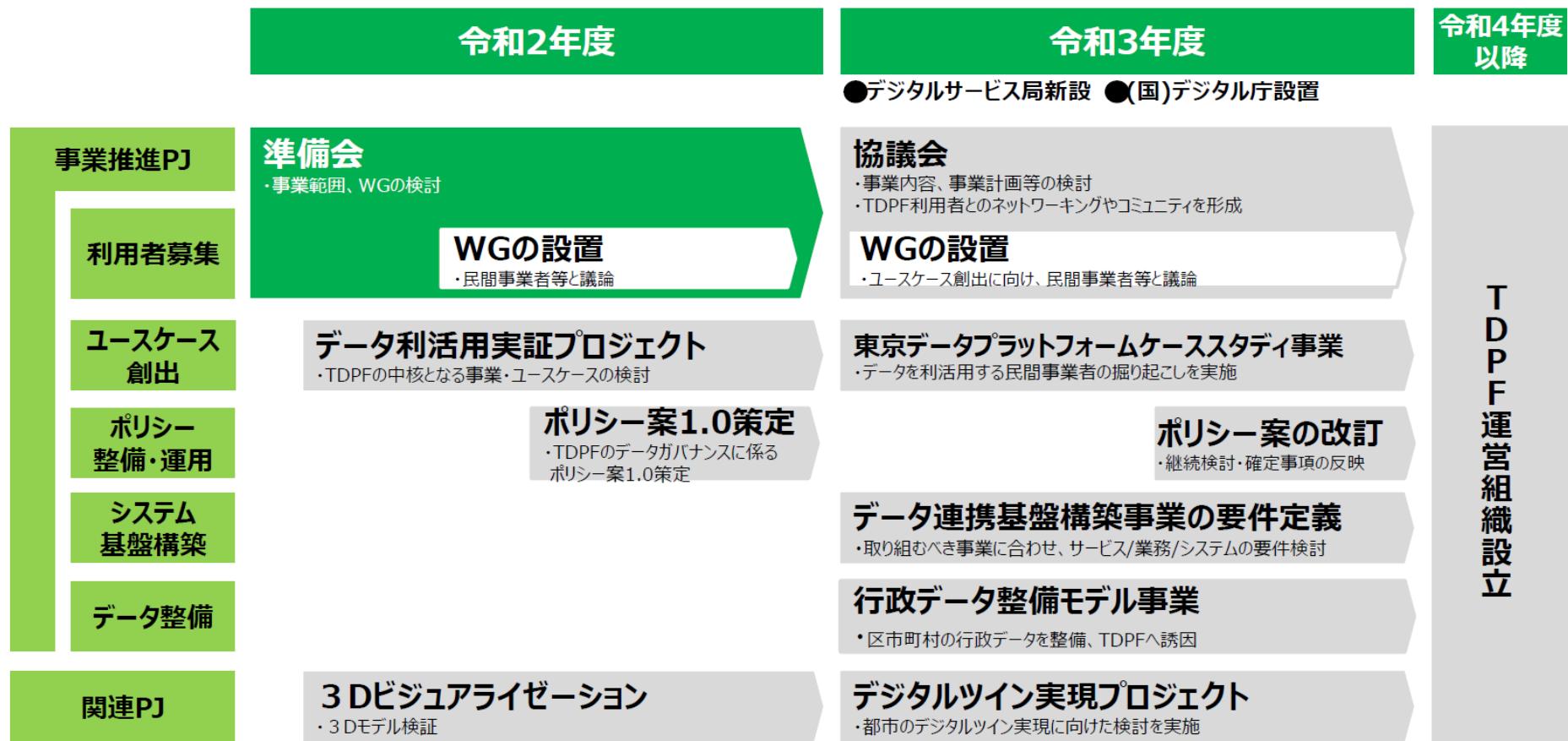
Tokyo Data Platform

略称：TDPF

「官民連携データプラットフォーム」について、
今年から新たな名称・略称を使用し、推進

東京データプラットフォームのロードマップ

令和2年度の取組・令和3年度以降のロードマップ



https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_suishin_01.html

東京データプラットフォーム協議会 第1回推進会議 事務局資料より引用

東京データプラットフォームのポリシー概要

【ポリシー】「ポリシー案1.0」の概要

準備会での議論や実証プロジェクト等の取組に基づいて、「ポリシー案1.0」を策定

昨年度の策定範囲

準備会や
実証
プロジェクト等

「ポリシー策定委員会」からの提言も踏まえながら
「準備会」、「WG」を通じて事業概要の大枠を策定

- TDPF事業におけるプリンシプル
- 事業概要（データ流通推進・データ整備）
- 取り扱いデータ範囲
- トラストアンカー※型での実施

ポリシーから必要に応じて提言  準備会決定事項を共有

ポリシー

準備会や実証プロジェクトでの
検討内容に基づいた「ポリシー案1.0」を策定

- プライバシーステートメントでの対象情報をパーソナルデータとし、対象者をデータ提供者・利用者及びデータ主体と規定 **法令契約**
- トラストアンカー型で実施をしていく際に必要となる、データ提供時・利用時の基本的なルールを規定 **法令契約**
- TDPFがデータ整備の委託を請け負った場合に関する基本的なルールを規定 等 **法令契約** **技術**

※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在（ID）の認証（審査・登録・発行・管理など）を担う機能のこと
官民連携データプラットフォームでは、TDPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

ポリシー案1.0の構成

官民連携データプラットフォーム
データガバナンス指針

官民連携データプラットフォーム
プライバシー
ステートメント

官民連携データプラットフォーム
コンプライアンス指針

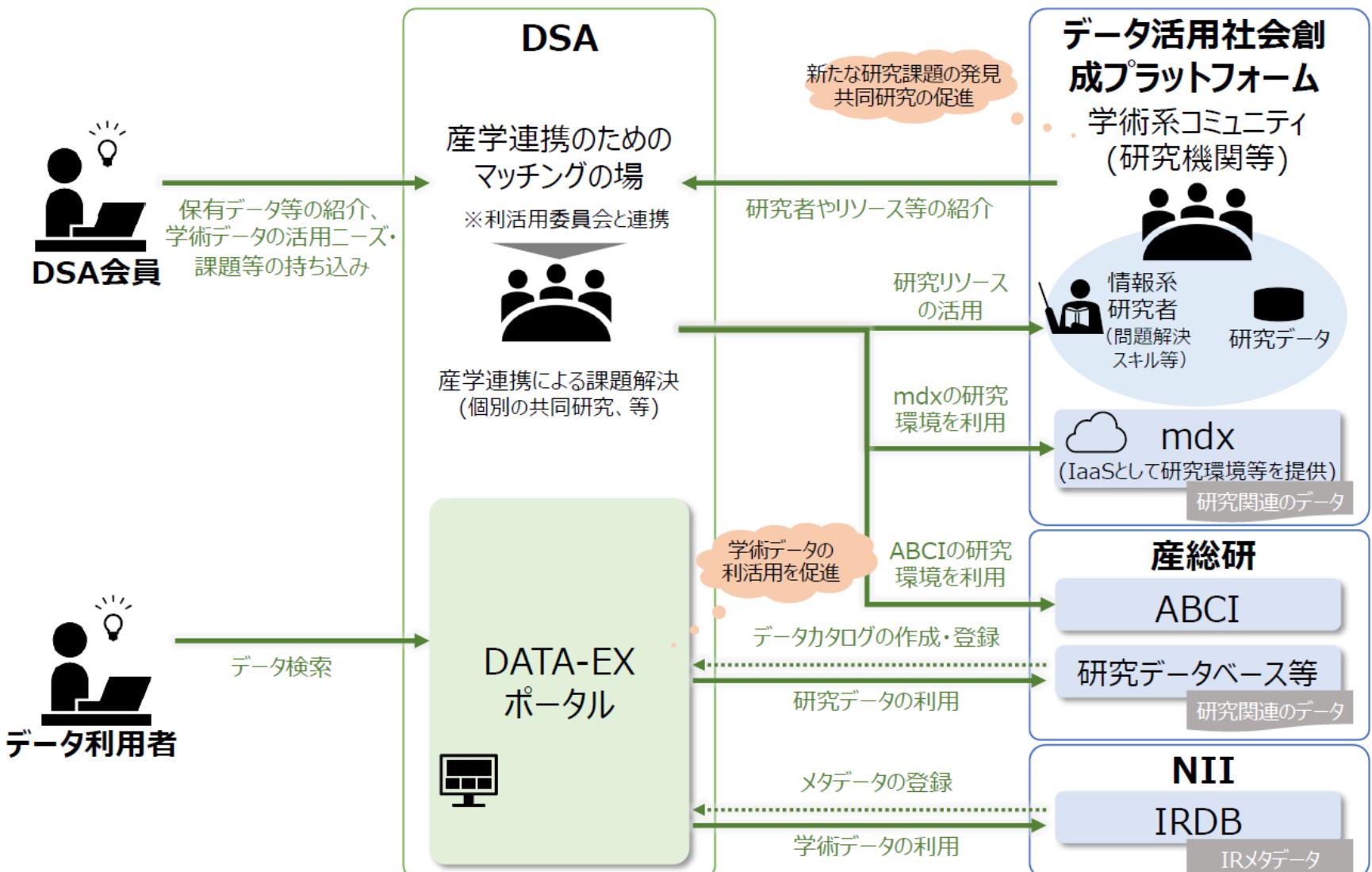
官民連携データプラットフォーム
規約

官民連携データプラットフォーム
情報セキュリティ
ポリシー

- パーソナルデータ保護とサイバーセキュリティ確保に加え、積極的なデータ利活用のために運営組織が取り組むこと等を規定
- 対象とする情報（パーソナルデータ）、対象者（データ提供者・利用者及び個人）を定め、原則オプトアウトでのパーソナルデータの第三者提供をしない方針等を規定
- 各種の関係法令の遵守、運営組織の透明性を保つための体制の確立、データプラットフォームに係るコンプライアンス研修の運営組織内で実施等を規定
- サービス利用に関する入退会の基本内容及びデータ提供時・利用時の基本的なルール等を規定
- 東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じ、データプラットフォーム事業者としてデータ流通時に留意する対策・最新のセキュリティに対する情報収集をしていくこと等を規定

データ社会推進協議会：学術連携委員会

産学連携の促進に向け、産における課題・ニーズ、学が保有するリソース(研究者・データ・システム等)について情報共有を行い、企業と研究機関のマッチングを支援することを目的として、DSAでは学術連携委員会を設置



国立情報学研究所：情報学研究データリポジトリ（IDR）

NIIは、データセット共同利用研究開発センターにおいて、専任体制を整備し、情報学研究データリポジトリ（Informatics Research Data Repository : IDR）といデータセットの共同利用事業を展開している。IDRでは各種のデータセットを民間企業や大学等研究者から受け入れて研究者に提供するためのサービスを行っているが、データ提供事業者の勧誘、条件交渉、審査、利用規約策定、利用申請手続き、マッチングイベントなどを行っている。

データ契約や手続に関するノウハウの集約、データ共有のプロセスの整備と共に、研究者の事務負荷を軽減する優れた取り組みと考える。

また、データセット利用者に対しユーザフォーラムを開催し、ポスターセッションやスタートアップセッションによる活用事例共有や表彰を実施。

主な民間データ提供先

Yahoo ! 楽天 リクルート ニコニコ動画 クックパッド LIFULL Sansan
インテージ オリコン 弁護士ドットコム アットホーム
Insight Tech (不満調査データ) T.M.Community (ダイエット口コミ) など

想定される課題への対応についてのまとめ

・個人情報保護法改正など法制度への対応

- 個人情報保護法令和3年改正にて、学術研究分野における個人情報保護の規律が原則民間の規律に一本化されるが、共同研究についても視野に置き、産学連携した計画的な対応が求められる。
- 海外研究機関や事業者とのコラボや海外への外部委託等を想定した越境対応配慮、欧州委員会が公表した“Data Governance Act”やAI規制法案などグローバルなデータ関連規律への対応も求められる。

・産学による個人データ、AIの適切な取り扱いの推進

- セキュリティ対応はもとより、民間事業者が取り組むプライバシーガバナンス体制の整備について、研究機関も同様に取り組むべきである。
- IoT推進コンソーシアム、経済産業省及び総務省が公表した「カメラ画像利活用ガイドブック」、経済産業省が発行した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」は具体的な事例に対する適切な対応例が示されており、同様に典型的な産学共同研究のケースに対するガイドラインを作成することも有効ではないか。

・裾野を広げた産学マッチングの機会の創出

- 多くの企業は具体的にどのような研究データが、どの機関が保有するかといった情報を持ち合わせていない、そもそも検討の対象とされないといった状況であり、今後積極的な普及に向けたアクション、マッチングの機会創出が求められる。

・産学におけるデータ共有、流通プロセスの整備

- 技術のみならず、交渉、対価支払い、利用契約、相互の責任といったデータ流通に係る事務手続きの集約など効率化の取組みも推進すべきである。

本資料は、本日の発表資料として取りまとめました。本資料に記載している情報、意見等は、資料作成時点における公開情報または非公開情報を元にした研究員個人の判断に基づくものであり、正確性、完全性を保証するものではありません。

本資料に関するお問い合わせ、ご確認は下記までお願ひいたします。

〒141-0022

東京都品川区東五反田2-18-1大崎フォレストビルディング

株式会社日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門 兼 創発戦略センター

上席主任研究員 若目田光生

wakameda.mitsuo@jri.co.jp